5　年　保　存
令和11年３月31日満了

ＦＮｏ．―01010802
崎監（調）第169号
令和５年８月１日

各　部　長
殿
各　所　属　長

長崎県警察本部長

懲戒処分の指針の制定について（通達）

長崎県警察職員（以下「警察職員」という。）に対する懲戒処分については、「懲戒処分の指針の制定について」（令和２年６月４日付け崎監（調）第166号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和５年法律第66号）等が制定され、本年７月13日から施行することとされたことに伴い、別添のとおり、「懲戒処分の指針」を制定し、令和５年８月１日から施行することとしたので、通達する。

なお、旧通達は、同年７月31日限りで廃止する。

別添

懲戒処分の指針

第１　基本的事項

１　この指針は、規律違反行為の態様として、

・　職務遂行上の行為

・　私生活上の行為

・　管理監督上の行為

を示している。

なお、懲戒処分を受けるなどした警察職員を管理監督する立場にある警察職員が、当該部下職員の規律違反行為発生等を認識していたにもかかわらず、当該規律違反行為を隠ぺいするなどした場合、事案の内容によっては、職務遂行上の行為としてその責任を問うこともあり得るものである。

２　この指針は、基本となる懲戒処分の種類を示したものであり、実際の処分に当たっては、

・　当該行為の動機、態様及び結果

・　当該行為の他の職員及び社会に与える影響

・　職員の職責の内容

・　職員の当該行為の前後における態度

・　職員が過去に行った規律違反行為の状況

・　部下職員の規律違反行為の態様及びこれに対する懲戒処分の種類

等を総合的に考慮するものとし、事案の内容によっては、この指針に定める懲戒処分の種類とは異なる処分を行うこと、懲戒処分とせずに監督上の措置である訓戒等を行うこと等もあり得るものである。

３　また、この指針に掲げられていない規律違反行為で公務員法に基づき懲戒をすべき場合には、この指針を参考にして懲戒処分の種類を決定するものとする。

４　なお、刑事手続は懲戒処分に係る手続とは別個に進められるが、公務員法に定めるところにより、禁錮以上の刑が確定した場合には当該職員は失職することとなることに留意されたい。

第２　規律違反行為の態様と懲戒処分の種類

１　職務遂行上の行為

規律違反行為の態様		懲戒処分の種類	関連刑罰法令等
捜査一般に関するもの	被疑者その他の者に対して暴行又は陵虐の行為をすること（重大なもの）	免職又は停職	刑法（明治40年法律第45号。以下「刑法」という。）第195条（特別公務員暴行陵虐） 7年以下の懲役又は禁錮
	被疑者その他の者に対して暴行又は陵虐の行為をすること（上記以外のもの）	減給又は戒告	
	調書、被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を偽造・変造すること（重大なもの）	免職又は停職	刑法第104条（証拠隠滅等） 3年以下の懲役又は30万円以下の罰金 刑法第155条、第156条、第159条（公文書偽造等） 1年以上10年以下の懲役等
	調書、被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を偽造・変造すること（上記以外のもの）	減給又は戒告	
	調書、被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を故意に毀棄すること（重大なもの）	免職又は停職	刑法第258条(公用文書等毀棄) 3月以上7年以下の懲役 刑法第261条（器物損壊等） 3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料
	調書、被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を故意に毀棄すること（上記以外のもの）	減給又は戒告	
	証拠物件を窃取又は横領すること	免職又は停職	刑法第235条（窃盗） 10年以下の懲役又は50万円以下の罰金 刑法第253条（業務上横領） 10年以下の懲役
	過失により調書、被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を紛失することにより、捜査・公判に支障を生じさせること	減給又は戒告	
	職務を怠り時効が完成するなど捜査に支障を生じさせること	減給又は戒告	
	要件の整った告訴・告発を受理しないこと	減給又は戒告	
	正当な理由なく暴力団員等捜査対象者その他の捜査関係者から飲食物等の提供を受け	減給又は戒告	

	ること		
留置業務に関するもの	被留置者に対して暴行又は陵虐の行為をすること（重大なもの）	免職又は停職	刑法第195条（特別公務員暴行陵虐） 7年以下の懲役又は禁錮
	被留置者に対して暴行又は陵虐の行為をすること（上記以外のもの）	減給又は戒告	
	過失により被留置者の逃走を生じさせること	停職、減給又は戒告	
	被留置者の物を窃取又は横領すること	免職又は停職	刑法第235条（窃盗） 10年以下の懲役又は50万円以下の罰金 刑法第253条（業務上横領） 10年以下の懲役
	過失により被留置者の物を紛失すること	戒告	
	規程に違反して被留置者に飲食物等を与えるなどすること	減給又は戒告	
	自殺等の事故を防止するために巡回等適切な措置をとらないこと	減給又は戒告	
	重大な過失により留置場内に危険物等を持ち込まれること	減給又は戒告	
交通指導取締り	交通切符等を偽造・変造すること（重大なもの）	免職又は停職	刑法第155条、第156条、第159条（公文書偽造等） 1年以上10年以下の懲役等
	交通切符等を偽造・変造すること（上記以外のもの）	減給又は戒告	
	調書その他の文書、電磁的記録又は証拠物件を偽造・変造すること（重大なもの）	免職又は停職	刑法第104条（証拠隠滅等） 3年以下の懲役又は30万円以下の罰金 刑法第155条、第156条、第159条、第161条の2（公文書偽造等） 1年以上10年以下の懲役等
	調書その他の文書、電磁的記録又は証拠物件を偽造・変造すること(上記以外のもの)	減給又は戒告	
	交通切符その他の文書、電磁的記録又は証拠物件を故意に毀棄すること(重大なもの)	免職又は停職	刑法第258条(公用文書等毀棄) 3月以上7年以下の懲役

に関するもの			刑法第261条（器物損壊等） 3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料
	交通切符その他の文書、電磁的記録又は証拠物件を故意に毀棄すること（上記以外のもの）	減給又は戒告	
	過失により作成済みの交通切符その他の文書又は証拠物件を紛失することにより、交通指導取締りに支障を生じさせること	減給又は戒告	
	職務を怠り時効が完成するなど交通指導取締りに支障を生じさせること	減給又は戒告	
	特定の者の利益を図るため当該者の違反を取り締まらないこと（重大なもの）	免職又は停職	刑法第103条（犯人蔵匿等） 3年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	特定の者の利益を図るため当該者の違反を取り締まらないこと（上記以外のもの）	減給又は戒告	
装備品に関するもの	法令に違反してけん銃を使用すること	免職又は停職	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）第3条、第31条の3 3年以上の有期懲役
	過失によりけん銃を暴発させ、人を死傷させること	免職、停職又は減給	刑法第211条（業務上過失致死傷等） 5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金
	過失によりけん銃を暴発させること	戒告	
	過失によりけん銃を紛失すること	減給	
	過失によりけん銃の弾を紛失すること	戒告	
	過失により警察手帳を紛失すること	戒告	
	でい酔者その他保護すべき者に対して暴行又は陵虐の行為をすること（重大なもの）	免職又は停職	刑法第195条（特別公務員暴行陵虐） 7年以下の懲役又は禁錮
	でい酔者その他保護すべき者に対して暴行又は陵虐の行為をすること（上記以外のもの）	減給又は戒告	
	でい酔者その他保護すべき者に対して事故	停職、減給又は戒告	刑法第211条（業務上過失致死

	等を防止するため適切な措置をとらないこと		傷等） 　5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金
	賄賂を受け取ること	免職又は停職	刑法第197条～第197条の4（収賄等） 　7年以下の懲役等
	勤務時間中に遊技等をすること	停職、減給又は戒告	
	失踪をすること	免職、停職又は減給	懲戒処分のほか、分限処分についても検討する。
その他規律に違反するもの	職務上知り得た秘密を漏らすこと（重大なもの）	免職又は停職	国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「国家公務員法」という。）第100条、第109条 　1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地方公務員法」という。）第34条、第60条 　1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	職務上知り得た秘密を漏らすこと（上記以外のもの）	減給又は戒告	
	セクシュアル・ハラスメント又はパワー・ハラスメントをすること（重大なもの）	免職又は停職	
	セクシュアル・ハラスメント又はパワー・ハラスメントをすること（上記以外のもの）	減給又は戒告	
	選挙運動その他の制限されている政治的行為をすること	停職、減給又は戒告	公職選挙法（昭和25年号外法律第100号）第136条、第241条 　6月以下の禁錮又は30万円以下の罰金等 国家公務員法第102条、第111条の２ 　3年以下の懲役又は100万円以下の罰金 地方公務員法第36条
	過失により、被害者等の個人情報その他流失等した場合に職務執行に支障を生じるおそれの大きい情報が記録された文書を紛失すること	減給又は戒告	

	職務上の命令に違反してインターネットに情報を流出させる危険性が高い行為をすることにより、被害者等の個人情報その他流失等した場合に職務執行に支障を生じるおそれの大きい情報を流出させること	免職又は停職	
	職務上の命令に違反してインターネットに情報を流出させる危険性が高い行為をすること	減給又は戒告	
	職務上の命令に違反して、被害者等の個人情報その他流失等した場合に職務執行に支障を生じるおそれの大きい情報が記録された電磁的記録媒体を自宅等に持ち出すこと	停職、減給又は戒告	

2　私生活上の行為

規律違反行為の態様		懲戒処分の種類	関連刑罰法令等
他人の生命・身体に関するもの	殺人、強盗、放火又は不同意性交等を犯すこと	免職	刑法第199条（殺人） 死刑又は無期若しくは5年以上の懲役等
	他人に対して傷害を与えること	停職、減給又は戒告	刑法第204条（傷害） 15年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	他人に対して暴行を加えること	減給又は戒告	刑法第208条（暴行） 2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
他人の自由・平	不同意わいせつをすること	免職又は停職	刑法第176条(不同意わいせつ) 6月以上10年以下の懲役
	性的姿態等撮影、のぞき等をすること	免職、停職又は減給	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法

穏に関するもの			律（令和５年法律第67号） 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金 長崎県迷惑行為等防止条例(昭和38年長崎県条例第59号) 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金等
	公共の乗り物等において痴漢をすること	停職又は減給	長崎県迷惑行為等防止条例(昭和38年長崎県条例第59号) 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金等
	児童買春をし、又は条例に違反して青少年に対して淫行をすること	免職、停職又は減給	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号）第4条 5年以下の懲役又は300万円以下の罰金 長崎県少年保護育成条例（昭和53年長崎県条例第17号） 2年以下の懲役又は50万円以下の罰金等
他人の財産に関するもの	住居等に侵入して他人の金品等を窃取すること	免職	刑法第235条（窃盗） 10年以下の懲役又は50万円以下の罰金等
	路上等に置かれた自転車を窃取又は横領すること	停職又は減給	
	万引きをすること	停職又は減給	
	その他他人の財物を窃取すること	免職又は停職	
	恐喝をすること	免職又は停職	刑法第249条（恐喝） 10年以下の懲役
	器物を損壊すること	減給又は戒告	刑法第261条（器物損壊等） 3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料
	公共の乗り物に無賃乗車をすること	減給又は戒告	鉄道営業法（明治33年法律第65号）第29条 2万円以下の罰金又は科料

道路交通に関するもの	酒酔い運転をすること	免職又は停職	道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道路交通法」という。）第65条、第117条の2 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	政令酒気帯び運転で人身事故を起こすこと	免職又は停職	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷処罰法」という。）第2条、3条（危険運転致死傷） 15年以下の懲役等 道路交通法第65条、第117条の2の2 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	政令酒気帯び運転をすること	免職、停職又は減給	道路交通法第65条、第117条の2の2 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	ひき逃げをすること	免職又は停職	自動車運転死傷処罰法第5条（過失運転致死傷） 7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金 道路交通法第72条、第117条 10年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	当て逃げをすること	停職又は減給	道路交通法第72条、第117条の5 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
	無免許運転をすること	免職、停職又は減給	道路交通法第64条、第117条の2の2 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	最高速度違反（非反則行為）であって悪質な違反をすること	減給又は戒告	道路交通法第22条、第118条 6月以下の懲役又は10万円以

			下の罰金
その他規律に違反するもの	賭博をすること	減給又は戒告	刑法第185条（賭博） 50万円以下の罰金又は科料
	覚醒剤その他薬物を所持又は使用すること	免職	覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第19条、第41条の3 10年以下の懲役等
	許可を受けずに営利企業に従事するなどすること	減給又は戒告	国家公務員法第103条、第109条 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 地方公務員法第38条
	公務の信用を失墜するような不相応な借財、不適切な異性交際等の不健全な生活態度をとること	戒告	

3　管理監督上の行為

規律違反行為の態様	懲戒処分の種類	関連刑罰法令等
部下職員が懲戒処分を受けるなどした場合で、当該部下職員の規律違反行為発生の認識があるにもかかわらず、防止するための措置をとらず、又は防止するための措置が不十分であること	停職又は減給	
部下職員が懲戒処分を受けるなどした場合で、当該部下職員の規律違反行為発生の認識可能性があるにもかかわらず、防止するための措置をとらず、又は防止するための措置が不十分であること	減給又は戒告	